

『学生等の学びを継続するための緊急給付金』申請に関するQ&A及び注意事項

■注意事項1 虚偽申告その他不正に関すること

偽りその他不正の手段により「学生等の学びを継続するための緊急給付金」を受給することは、あるまじき行為です。誓約書にも記載のとおり、申請内容に虚偽があった場合は返金が求められます。

■注意事項2 大学への申請が不要な対象者について

本制度は、①修学支援新制度の給付奨学金受給者及び平成29年度に開始した給付奨学金の受給者で、②2021年12月の給付奨学金について振込対象となっており、③緊急給付金の受給について「受給拒否」の意向が期日までになされていない場合は、大学への申請が不要な対象者となります。重複しても申込むことが無いよう、注意してください。

■注意事項3 文部科学省外国人留学生学習奨励費の受給者について

文部科学省外国人留学生学習奨励費を受給している外国人留学生は、要件1に該当しません。受給を希望する場合は必ず出願してください。

■注意事項4 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルスに感染、もしくは濃厚接触者に該当した等により、所定の期間内に申請手続きが行えない方については、別途個別に対応いたします。問合せ先までご連絡ください。

『学生等の学びを継続するための緊急給付金』 Q&A（随時更新）

本Q&Aは本学の出願に関連する内容を掲載します。共通のQ&Aについては、以下のURLより確認ください。

【https://www.mext.go.jp/content/20211222-mxt_gakushi01-000019543_7.pdf】



【本学の手続き等に関するQ&A】

Q：所定の受付期間までに全ての書類を用意することができません。この場合、出願することはできないのでしょうか。

A 原則、所定の受付期間内に全ての書類を用意してください。やむを得ない理由で一部用意できない場合は、その他の提出できる書類を必ず受付期間内に提出してください。なお、受付期間内に「学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書」【様式1】及び②「誓約書」【様式2】の提出がない場合は、出願者として扱うことはできません。

Q：『学生等の学びを継続するための緊急給付金』申請の手引きP4に記載の要件2. ①～⑤を完全に満たさないと対象にならないのですか。

A 要件を満たすことを求めておりますが、最終的には大学が学生等の自己申告状況に基づいて実情を勘案して、総合的に判断します。支給要件を満たさずに申請する場合には、必ず「学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書」【様式1】の「5. 申し送り事項」に支援を必要とする理由を記載してください。

Q：関西大学では、スマートフォンによる申請も受け付けていますか。

A 受け付けていません。今回の募集は国からの依頼から推薦までの期間が極めて短期間のため、スマートフォンによる申請を採用した際に、万が一予期せぬ不具合等が生じた場合、緊急給付金を速やかに支給することができないことを懸念しています。お手数ですが、申請書類をダウンロードして持参での提出をお願いします。